

瀬戸市訓令第 1 号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和 3 7 年瀬戸市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

瀬戸市長 増岡 錦也



〃 (修繕料)			~300	300~	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
13 委託料			~300	300~	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
15 工事請負費			~300	300~	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
17 公有財産購入費			~100	100~	
18 備品購入費			~100	100~	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
〃 (補助金及び交付金)	~500	500~	100~	50~	
〃 (臨時傭人に係る負担金)				全額	
〃 (臨時傭人に係る負担金のうち人事給与シス				全額 (人事課長)	

〃 (修繕料)		~1,000	1,000~	300~	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
13 委託料	~5,000	5,000~	2,000~	300~	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
15 工事請負費	~15,000	15,000~	5,000~	300~	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
17 公有財産購入費	~2,000	2,000~	500~	100~	
18 備品購入費	~2,000	2,000~	500~	100~	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
〃 (補助金及び交付金)	~500	500~	100~	50~	

	テムにより 処理を行う もの)											
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	22 補償、 補填及び賠 償金（補償金 及び補填金）			～100	100～		22 補償、 補填及び賠 償金（補償金 及び補填金）	～2,000	2,000～	500～	100～	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考 1から3まで <省略>						備考 1から3まで <省略>						

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。